

財形年金預金

平成27年11月30日現在

1. 商品名	・財形年金預金
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま（事業主に雇用されている55歳未満の勤労者の方）
3. 期間	・5年以上
4. お預入れ方法 （1）お預入れ方法 （2）お預入れ金額 （3）お預入れ単位	・契約期間内で分割お預入れ（事業主が勤務者に支払う賃金から控除したうえ、預入れします。） ・100円以上 ・1円単位
5. 積立限度額	・原則として、財形住宅預金と合わせて元本550万円までです。 【注】積立残高がマル財非課税限度額を超過する場合は、マル財限度額を超える預入も可能ですが、残高全額が一律分離課税扱いとなります。
6. 払戻方法	・60歳以降5年以上20年以内（21回以上80回以内）で、年金支払金額を3ヵ月ごとに払戻しいたします。（据置期間は、最後の預入日等から6ヵ月以上5年以内です。） ・原則として年金以外の目的での払出（一部払出）はできません。
7. 支払開始日	・60歳に達する日以後の日とし、1日から28日の間とします。
8. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法 （4）課税	・分割預入時の店頭表示利率を適用します。 なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。 ・支払開始日以後に分割してお支払いします。 ・期日指定定期預金・スーパー定期の計算方法を適用します。 ・財形年金預金と財形住宅預金の合計で550万円（利息含む）まで非課税とすることができます。 なお、元本総額が550万円を超える場合は、全て課税扱いとなり、利息に20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ・中途解約の場合は、過去5年以内に支払われた利息に対して追徴課税されます。 ・積立を2年以上中断した場合、または海外転勤のため7年超積立を中断した場合には、それ以降は全て課税扱いとなります。
9. 手数料	・定めはありません。
10. 付加できる特約事項	・低利のマイホーム資金、教育資金等の融資制度が利用できます。
10. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
11. その他参考となる事項	・お一人一契約ですが、一般財形預金・財形住宅預金との併用ができます。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

12. 不適格事由の発生	・退職等により財形預金預入の適格者でなくなった場合は、6ヵ月以内に事業主より「財形形成貯蓄の退職等に関する通知書」の提出を受け、積立を中止します。1年後の応答日前日を満期日とし、その日に入金指定口座にご入金します。1年後までは非課税扱いとなります。
--------------	--